

## 市 町 村 税 の 概 況

市町村税の概況は、「平成18年度地方財政状況調査」、「平成19年度市町村税の課税状況等の調」及び「平成19年度固定資産の価格等の概要調書等報告書」等の資料に基づいてとりまとめた。

### 一 平成18年度決算状況

- 1 市町村税は、国民健康保険税を除く収入総額が2,886億9千7百万円で、前年度の収入総額と比べて33億8千4百万円増、前年度比で101.2%となった。

これは、個人住民税について定率減税の縮減や65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の段階的廃止等により個人均等割が前年度比14.3%増、個人所得割が前年度比8.6%増となったことが要因となっている。一方、固定資産税については、評価替えにより家屋分が前年度比8.9%減となったこと等により、固定資産税の全体では前年度比3.8%減となった。

- 2 徴収率は、調定総額3,149億9千3百万円に対し91.7%(収入額:2,886億9千7百万円)であり、前年度に比べ0.4ポイント上昇した。昨年に引き続き前年度を上回ったが、引き続き低い水準で推移している。

これを主な税目別に見ると、市町村民税について0.8ポイント上昇、軽自動車税で0.3ポイント下落、目的税は入湯税が0.3ポイント上昇、都市計画税は0.1ポイント上昇しており、固定資産税では0.2ポイント下落となっている。

(1 財政概要編 2 平成18年度普通会計決算状況(市町村)参照)

- 3 標準税率超過収入額は38億1千5百万円であり、このうち市町村民税法人税割に係る分は、27億9千4百万円で全体の73.2%を占め、前年度に比べ3.8ポイント下回った。
- 4 税収入総額に対する税目別の構成比は、第1表のとおりである。市町村民税が39.6%、純固定資産税が48.3%で、両税を合わせると全体の87.9%を占めている。次いで、都市計画税4.6%、市町村たばこ税4.4%、軽自動車税1.5%となっている。

## 二 平成19年度の課税状況

- 1 市町村税の税率の採用状況は、第3表及び第5表のとおりである。

超過課税実施団体は、市町村民税法人均等割 15、同法人税割 43、固定資産税 12 となっている。  
(法人均等割、法人税割は不均一課税団体を含む)

- 2 個人市町村民税の課税状況は、第4表及び第6表のとおりである。

納税義務者総数は、1,108,082 人であり、前年度に比べ 6,953 人、0.6%増加している。

納税義務者のうち給与所得者は 819,960 人で全体の 74.0%を占め、前年度より 4,384 人増加している。

また、納税義務者の県人口(平成 18 年度末住民基本台帳人口)に対する割合は 50.7%である。

所得割の納税義務者は、969,714 人であり前年度に比べ 4,874 人、0.5%増加し、総所得金額等は 2 兆 8,746 億 3 百万円で前年度に比べ 166 億 8 千 5 百万円、0.6%増加している。

所得控除額は 1 兆 905 億 6 千 9 百万円であり、前年度に比べ 117 億 5 千 7 百万円、1.1%増加し、所得割額は 1,022 億 4 千 4 百万円で前年度の所得割額に比べ 247 億 4 千 9 百万円、31.9%増加している。

所得割額の大幅な増加は、所得税から住民税への税源移譲や定率減税の廃止が主な要因となっている。

- 3 固定資産の価格等の推移及び固定資産税の課税状況は第 7 表から第 10 表のとおりである。

全県の土地の評価総地積は、平成 19 年 1 月 1 日現在 47 億 5 千 1 百万<sup>m</sup>で、前年度に比べ 1 千 2 百万<sup>m</sup>増加した。決定価格は、地価下落を反映した宅地の下落修正を行った結果、全体で 9 兆 1,132 億 6 千 6 百万円で、前年度に比べ 4,271 億 6 千 4 百万円、4.5%減少した。また、課税標準額(法定免税点以上のもの。以下同じ。)は、3 兆 5,609 億 3 千 6 百万円で、前年度に比べ 232 億 2 千 3 百万円、0.6%の減少となった(概要調書ベース)。

次に、平成 19 年 1 月 1 日現在の全県の家屋の床面積は 181,604,745 <sup>m</sup>で、前年度に比べ 1,371,515 <sup>m</sup>、0.8%増加した。課税標準額は、4 兆 6,049 億 8 千 9 百万円で、前年度に比べ 1,572 億 6 千 6 百万円、3.5%増加した(概要調書ベース)。

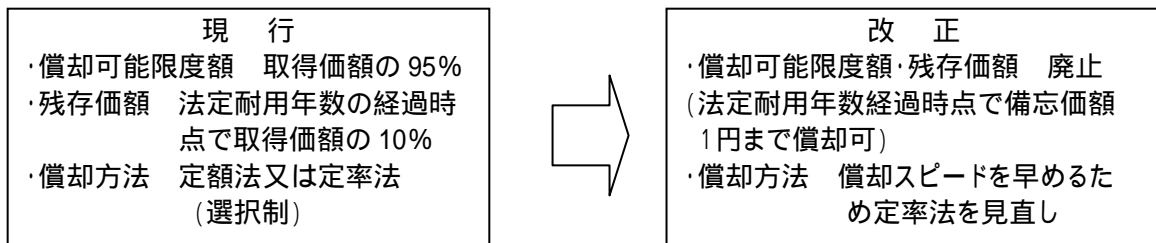
また、平成 19 年 1 月 1 日現在の全県の償却資産の課税標準額は 2 兆 1,760 億 7 千 2 百万円(県課税分を含む。)で、前年度に比べ 173 億 3 千 9 百万円、0.8%増加した。価格等の決定者別に前年度と比較すると、市町村長決定分が 3.0%の増加、知事決定分が 4.6%の減少、総務大臣決定分が 2.1%の減少となっている(概要調書ベース)。

### 三 税制改正の概要

平成 19年度の税制改正においては、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税等における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を延長、高齢者等居住改修住宅(バリアフリー改修)に係る固定資産税の減額措置の創設等が行われた。

#### 1 減価償却制度の見直し

国際競争力強化の観点から、法人所得課税等における減価償却制度を見直す。



固定資産税(償却資産)については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を維持

「現行の評価方法」の維持

- ・減価率、評価額の最低限度額(5%)は現行のものを維持する
- ・耐用年数については、従前どおり法人税の例による

#### 2 上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限の1年延長

上場株式等の配当及び譲渡益に対する都道府県民税配当割・株式譲渡所得割に係る軽減税率の適用期限を1年延長

・上場株式等の配当	
本則 20%(うち地方税5%)	軽減税率 10%(うち地方税3%) (適用期限を平成 21 年 3 月 31 日まで1年延長)
・上場株式等の譲渡益	
本則 20%(うち地方税5%)	軽減税率 10%(うち地方税3%) (適用期限を平成 20 年 12 月 31 日まで1年延長)

### 3 住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設

対 象	平成 19 年度～平成 21 年度の間在一定のバリアフリー改修が行われた住宅
減額措置	翌年度の固定資産税を1 / 3減額(100 m <sup>2</sup> 分まで)
居住者要件	・65 歳以上の者 ・要介護認定又は要支援認定を受けている者 ・障害者
工事の要件	廊下の拡幅、階段勾配緩和、浴室・トイレの改良等で補助金等を除く自己負担が 30 万円以上のもの
手続き方法	納税者は改修後 3 ヶ月以内に工事明細書、写真等の関係書類を添付して市町村に申告